

御触書

自転車は

ヘルメット

着用のこと!!

自転車の交通事故死者の

約7割が頭部への

致命傷

令和五年四月一日

道路交通法

改正



自転車安全利用五則

自転車利用時は、

次のことを遵守のこと

- 一 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 二 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 三 夜間はライトを点灯
- 四 飲酒運転は禁止
- 五 ヘルメットを着用

令和四年十一月一日

中央交通安全対策会議

交通対策本部

改定



愛知県警察

愛知県警察の
ホームページはコチラ

自転車死者の致命傷は 頭部が約 7 割 ヘルメット非着用で 致死率 2.2 倍

自転車に乗るときは大人も子供も ヘルメットをかぶりましょう!

自転車事故の際、車体や路面等に頭部をぶつけて、死に至るケースが少なくありません。

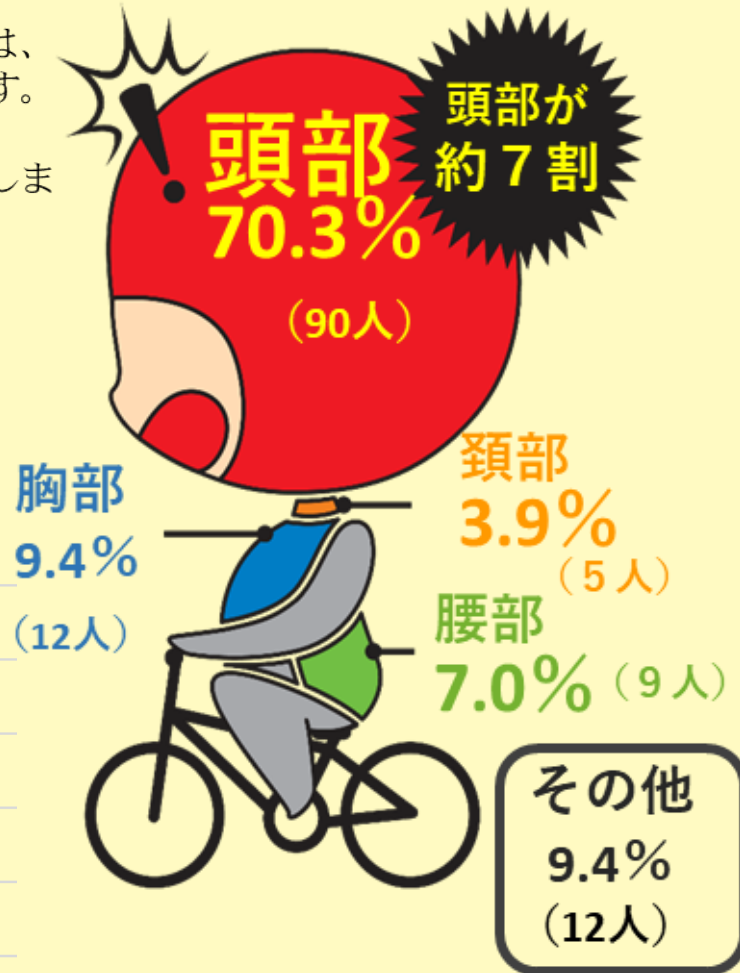
ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて2.2倍も高くなっています。被害軽減には頭部を守ることがとても重要です。ヘルメットを正しく着用して、死亡リスクを減らしましょう。

自転車に乗るときに ヘルメットを着用していれば 助かる命が数多くあります!

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較



愛知県内自転車死者の
負傷主部位構成率
(平成30年～令和4年 死者総数128人)



自転車事故で高額賠償も!

自転車の交通事故の損害賠償金が高額になるケースがあります。

万が一に備え、**自転車保険へ加入**しましょう。



事故の概要	賠償額
(平成15年9月) 男性がペットボトル片手に、スピードを落とさず、下り坂を走行し交差点に進入。横断歩道を横断中だった女性(38歳)と衝突した。歩行者の女性は脳挫傷で3日後に亡くなった。	約 6,700 万円
(平成25年7月) 小学5年生の男子が、夜間、自転車で坂を下り歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)に正面衝突した。歩行者の女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明の寝たきり状態となった。	約 9,500 万円